

第10章 民事訴訟の妨害に対する強制措置

第一節 強制措置の概念と意義

民事訴訟の妨害に対する強制措置とは、民事訴訟において、法院が訴訟参与者または訴外第三者の民事訴訟に対する妨害を制止することにより、正常な訴訟秩序を維持し、訴訟の円滑な進行を保障するために、妨害者に対し採られる強制的手段の総称である。

民事訴訟の妨害に対する強制措置の意義は、訴訟秩序と社会主義法制の尊厳を維持し、当事者とその他の訴訟参与者の訴訟上の権利の十分な行使、法院の裁判と執行の任務の円滑な遂行を保障し、公民が法律を自覚的に遵守するよう教育することにある。

民事訴訟の妨害に対する強制措置は、民事訴訟法規範の重要な構成部分であるが、それ自体は民事訴訟手続ではなく、民事訴訟手続に対する必要な保障である。国家強制力の民事訴訟秩序維持における重要な役割を体現し、民事訴訟を妨害する者に対しては、強制的性質を有する直接的な拘束、教育手段である。

法的性質としては、民事訴訟の妨害に対する強制措置は、刑事制裁や民事制裁といった法的制裁とは異なる。法的制裁は、実体法の規定に基づき、特定の実体法規範に反する行為に対し採られる法的責任を追及する処罰措置であるが、民事訴訟の妨害に対する強制措置は、手続法の規定に基づき、訴訟の正常な進行のために行為者に対し採られる妨害排除の強制的手段である。

民事訴訟の妨害に対する強制措置の適用主体は法院のみであり、裁判と執行の段階に適用される。その適用の対象は広く、当事者、訴訟代理人、その他の訴訟参与者、また、事件と関係はないが訴訟に対し現実的な妨害となる訴外第三者でもよい。その効能は、訴訟過程の障害を取り除くことにあるため、適用は妨害行為が実際に発生していることを前提としなければならない。

第二節 民事訴訟を妨害する行為の構成と種類

一 民事訴訟を妨害する行為の構成

民事訴訟を妨害する行為とは、当事者、その他の参与者または訴外第三者が訴訟の過程で故意に行った民事訴訟手続の進行を妨げる行為をいう。以下の要件を満たす場合には、民事訴訟を妨害する行為を構成する。

1) 行為が実際に発生しており、客観的に訴訟の正常な進行を妨害していなければならない。よって、訴訟妨害の意図にとどまり、行為がないとき、または開始後に自ら中止したため、訴訟妨害の現実的結果が生じなかった場合には、妨害行為と認めることはできない。民事訴訟を妨害する行為には作為によるものと不作為によるものがあり、前者は、騒ぐ、法廷に乱入する、重要な証拠を偽造、破壊する等、法律が禁止する行為を公然と行うことをいう。後者は、出廷しなければならないのに正当な理由なく出廷を拒む等、法律が要求する行為を拒むことをいう。

2) 訴訟期間に行われた行為でなければならない。ここにいう訴訟期間とは、訴えの受理から執行の終了までの全期間をいい、裁判手続と試行手続の両段階である。この過程において、法廷内でも法廷外でも訴訟秩序と訴訟の進行を妨げる行為は、民事訴訟を妨害する行為を構成する。しかし、訴訟開始前または終結後に行われた場合には、民事訴訟を妨害する行為とは認められず、その他の機関が法に従い処理することになる。

3) 故意によるものでなければならない。民事訴訟を妨害する行為の主観的要件である。過失による場合には、たとえその行為により客観的に民事訴訟の進行に差障りがあり得るとしても、民事訴訟を妨害する行為とは認められない。

二 民事訴訟を妨害する行為の種類

1 出廷、出頭を拒むとき

出廷しなければならない被告が、二度の呼出状による呼出しを経て、正当な理由なく出廷を拒むとき（中国民訴109条）。この規定の出廷しなければならない被告とは、親の扶養・養育・扶養義務を負い、出廷しなければ事件の状況を明らかにすることができない場合の被告をいう（民訴解釈174条1項）。

出廷しなければならず、出廷することにより事件の基本的事実を明らかにする

ことができる原告¹⁾が、二度の呼出状による呼出しを経て、正当な理由なく出廷を拒むとき（民訴解釈174条2項）。

執行手続中に、法院で審尋を受けなければならない被執行者または被執行者の法定代表者もしくは責任者が、二度の呼出状による呼出しを経て、正当な理由なく出頭を拒むとき（最高人民法院「人民法院の執行の若干の問題に関する規定（試行）」（以下、執行規定と略称する）97条）。

二度の呼出状による呼出しとは、法院が相次いで二度、法定の方式により、正式に呼出状を送達し、あらかじめ定められた法的効力を生ずる呼出しをいい、正当な理由がない場合は、不可抗力、予期せぬ事件等、出廷、出頭できない特別な状況が客観的に存在しないことをいう。

2 法廷秩序を乱す行為

訴訟参与者およびその他の者の法廷規則に違反する行為。騒ぐ、法廷に乱入する、裁判官等を侮辱・誹謗・威嚇・殴打する、法廷秩序を乱す等の行為で、情状の軽い行為である。情状の深刻な行為は、民事訴訟を妨害する行為ではなく、刑事責任を追及しなければならない犯罪行為となる（中国民訴110条）。

また、許可なく録音・録画・撮影したとき、許可なく移动通信等の方式により裁判を現場報道したとき、その他法廷秩序を乱し、裁判の進行を妨害したときも法廷規則に違反する行為として処理される（民訴解釈176条1項）。

3 情状が軽く、犯罪を構成しない訴訟参与者またはその他の者の以下の行為

1) 重要な証拠を偽造、毀損し、法院の事件の審理を妨害するとき（中国民訴111条1項1号）。ここにいう重要な証拠とは、事件事実について重要な証明の役割を有する証拠、または事件事実の証明に不可欠な証拠をいう。書証を所持する当事者が、相手方当事者の使用を妨害する目的をもって書証を毀損し、または書証を使用できなくさせるその他の行為も同様に処理される（民訴解釈113条）。

2) 暴力・威嚇・賄賂による買収の方法により証人の証言を阻止し、または指図し、賄賂により買収し、脅迫して偽証させるとき（中国民訴111条1項2号）。

3) 差し押さえられ、押収された財産、または点検され保管を命じられた財産

1) 反訴被告となっていない場合に、このような措置を認めるべきではなく、処分の原則からすれば、訴えの取下げとして処理するべきであるとの指摘がある（趙剛・占善剛・刘学在『民事诉讼法〔第3版〕』（武汉大学出版社・2015年）217頁参照）。